

川西市地方就職支援金に係る申請要件の該当状況について

川西市地方就職支援金の申請に当たっては、以下の要件の全てに該当している必要があります。

移住等に関する要件	移住元に関する要件	(1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏※内（条件不利地域※を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。 (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。
	移住先に関する要件	(1) 兵庫県内に所在する企業に就職することが内定していること。 (2) 卒業後に前号に規定する内定企業に1年以上就職する意思があり、かつ本市に5年以上居住する意思を有していること。 (3) 第6条に規定する申請日から1年以内に、前号に規定する企業に就業し、かつ本市へ転入していること。
	その他の要件	(1) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人であること又は外国人のうち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。 (3) 市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
就職に関する要件	就業先に関する要件	(1) 勤務地が兵庫県内に所在すること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 (5) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
	就業条件等に関する要件	(1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 (2) 当該地域への勤務地限定型社員（実質的に勤務地が限定される場合も含む）としての採用予定であること。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。